

2 「地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例」骨子案について

(1) 制定する条例

(仮称) 地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例 (案)

(2) 条例の案の概要

本条例は、介護保険法第115条の46に基づき、これまで厚生労働省令で定められていた「地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準」を本市が定めるために制定する条例です。

①省令等に従うべき基準

基準の類型	項目
従うべき基準	・職員に係る基準及び員数
参酌すべき基準	・基本方針等、上記以外の基準

②本市独自の基準

なし

(3) 条例の案を立案する際に整理した論点

介護保険法施行規則第140条の66は、地域包括支援センターの包括的支援事業介が適切に行われるよう定められたものであり、本市においては、現在この基準に基づき、地域包括支援センターが適切に運営されていることから、国の基準と同一の基準を条例に定めることとします。

(4) 市民等が施策等の案を理解するために必要な関連資料

- ・介護保険法 (平成9年法律第123号)
- ・介護保険法施行規則 (平成11年厚生省令第36号)

(5) 施行日

平成27年4月1日 (予定)